

■令和2年度の市民協働事業について

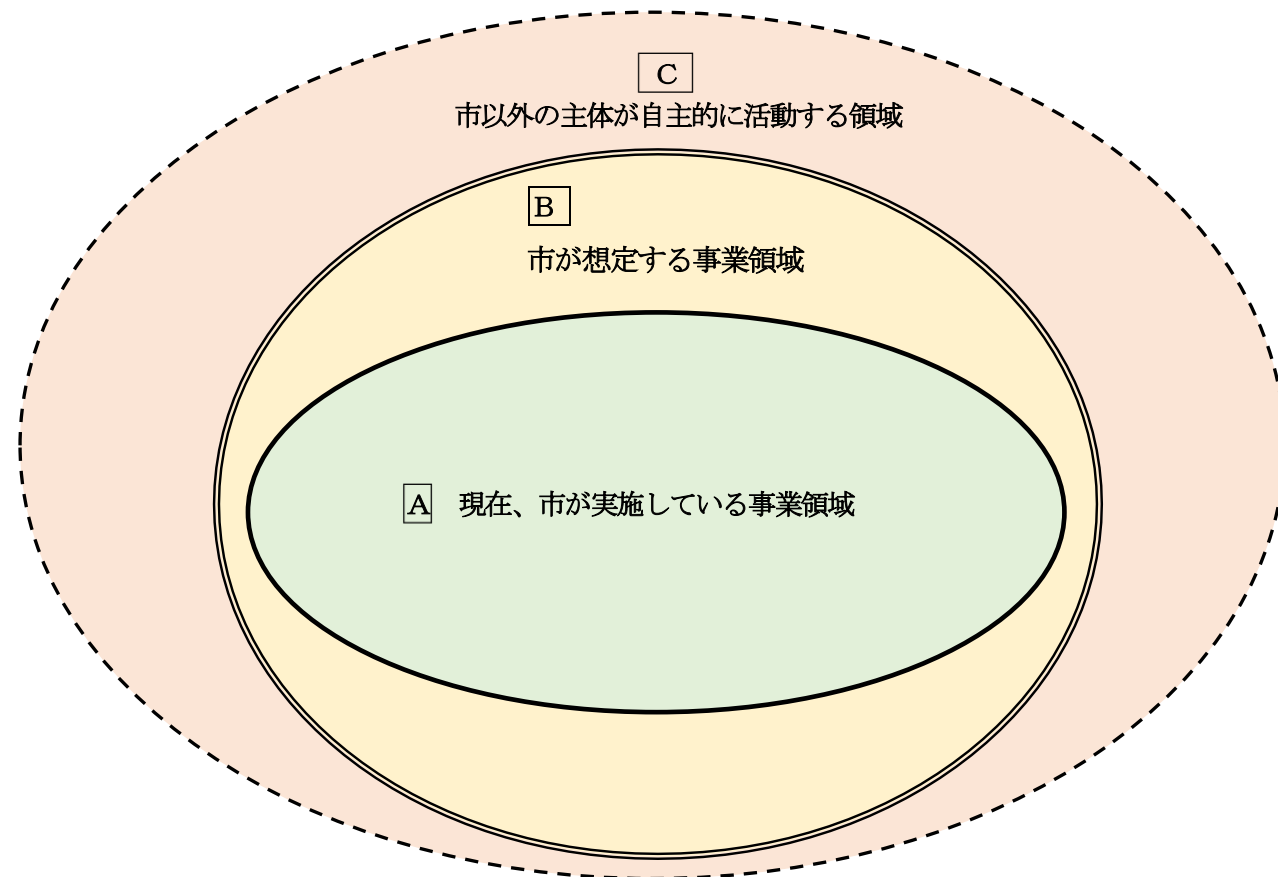
（「はなていアクション～行政サービス協働化制度～」、「市民協働事業提案制度」、「はんなん共創事業プランコンペ」）

1. 市民協働事業の実施について

本市総合計画に掲げられた“将来の都市像”『ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南』に向け、市は公共の核としての役割を担い、自治の主役である市民が、まちづくりの主体として生き生きと活躍できるよう、令和2年度も市民協働事業を積極的に実施する。

2. 公共分野にかかる各主体のサービス提供領域

共創により活力とやさしさ溢れる新しい阪南市を実現



領域	主体	方向性	制度の受け皿
A	市	民間でできることは民間に、	①はなていアクション
B	市と民	地域でできることは地域に	②市民協働事業提案制度
C	民	穏やかな支援により拡充	③共創事業プランコンペ

3. 3つの市民協働事業の概要

- ① **はなていアクション～行政サービス協働化制度～**…市が実施しているすべての既存事務事業に対し、企業やNPO法人、地縁団体や市民公益活動団体などが、サービスの向上とコスト削減を両立する新たなアイデアを提案し、自らが事業実施者となる制度。（3カ年の期限実施）
- ② **市民協働事業提案制度**…公と民の両者が新たな協働で取り組む新規事業について、提案いただく制度。「市民自由提案部門」と「市設定テーマ部門」の2部門がある。
- ③ **はんなん共創事業プランコンペ**…自由な発想で地域課題の解決や活性化のアイデアをコンペ形式で提案するもので、将来のソーシャルビジネスやコミュニティビジネス等の創出に向けて市民活動センターが伴走支援する制度。

4. 改善へのスキーム

項目	次年度以降の改善（案）	ねらい
(1) 協働事業の整理	提出先、募集時期（R2は市民協働事業提案制度とはなていアクション）を統一する。	市民や団体のアイデアや提案をどの制度で活かせるか、市が選定の支援を行うため。
(2) 事前協議・打合せ	募集期間を延長し、事前協議等の時間を拡充する。 【提案募集期間】 市民協働事業提案制度 6/1～7/10 はなていアクション 6/1～8/7	市民や団体と行政の事前協議の時間を充分確保し、公民の意思疎通を図りながら、事業を実施するうえでの協働の視点を丁寧に確認するため。
(3) 募集要領等の表記	昨年度実績を踏まえ、よくある質問と答え（FAQ）を掲載する。 また、平易な表現に努める。	各制度の内容や留意事項を分かりやすく示すため。

5. スケジュール（案）

日程	内容等
4月中旬	・令和2年度市民協働事業募集要領の公表 （市民協働事業提案制度、はなていアクションの2章立て）
4月中～下旬	・職員説明会
5月中～下旬	・はなていアクション事務事業リスト（1回目）の公表 ・市民説明会（4回予定）
6月1日～	・はなていアクション事務事業リスト（2回目）の公表 ・提案募集開始（市民協働事業提案制度…6/1～7/10、はなていアクション…6/1～8/7）